

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て総務課

不利益処分の内容	家庭的保育事業等の事業者に対する事業の制限又は停止命令	
根拠法令等及び条項	児童福祉法第34条の17第4項	
処分基準	根拠条項	児童福祉法第34条の17第4項
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象 基準に適合せず、児童福祉に著しく有害であると認められる家庭的保育事業等の事業者。</p> <p>2 処分内容 事業の制限又は停止を命ずる。</p>	